

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	防府航空祭におけるシャトルバスの輸送業務	防北基LPS-X00014	
		承認	令和8年 3月26日
		作成	令和8年 3月26日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	第12飛行教育団		

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊防府北基地の防府航空祭における指定場所から指定場所間のシャトルバスによる人員輸送業務について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、次による。

#### a) シャトルバス

1台あたり50名以上の乗車人員の大型バスで、バス発着場の指定場所を往復する。

#### b) バス発着場

- 1) 防府北基地内の指定場所においてシャトルバスに乗降する場所
- 2) 防府駅南口（みなと口）においてシャトルバスに乗降する場所
- 3) マツダ防府工場の指定場所においてシャトルバスの乗降する場所

#### c) 来場者

防府航空祭の観覧を目的とする防府北基地来場者

## 2 役務に関する要求

### 2.1 役務実施日時

令和8年6月7日（日）0700～1600（基準）

### 2.2 実施場所の区間

- a) 防府北基地バス発着場（付図1）と防府駅南口（みなと口）の区間
- b) 防府北基地バス発着場とマツダ防府工場バス発着場（付図2）の区間

品名	防府航空祭におけるシャトルバスの輸送業務
----	----------------------

## 2.3 実施内容

- a) シャトルバスで、防府北基地バス発着場と防府駅南口（みなと口）の区間の人員輸送
- b) シャトルバスで、防府北基地バス発着場とマツダ防府工場バス発着場の区間の人員輸送
- c) バス発着場における来場者の安全確保，シャトルバス利用者の人員誘導，シャトルバスの交通統制及び誘導
- d) バス発着場における三角コーン及び誘導表示等の物品の設置  
なお、必要な資材等は契約相手方が準備するものとする。

## 2.4 シャトルバスの台数（基準）

入札時において下記の台数が確保できているものとする。

- a) 防府北基地バス発着場から防府駅南口（みなと口） 40台
- b) 防府北基地バス発着場からマツダ防府工場バス発着場 10台

## 2.5 シャトルバスの運行に係わる人員及び人員の管理

- a) 運行に係わる人員はバス1台に対し1人以上とするものとする。
- b) バス発着場におけるシャトルバスの運行に係わる誘導員及び物品の設置，撤去のための人員は，契約相手方が行うものとする。
- c) 労働基準法に基づいた労働時間及休憩等は，契約相手方が定めるものとする。ただし，昼休憩は官側の指示に従うものとする。

## 2.6 シャトルバスの管理

- a) バスの運行時間の掌握のため，役務履行状況確認書（別表）を提出するものとする。
- b) バスの運行に伴う経費は，燃料費を含め全て契約相手方が負担するものとする。

## 2.7 注意事項

- a) 運行に関し交通法令を遵守し，安全運転により運行するとともに事故及び禁止行為の防止に努めるものとする。
- b) 基地内の運行にあたっては，基地で定められた車両運行規則を遵守し，指定された経路を走行するとともに，誘導員の指示に従うものとする。  
なお，経路については監督官の指示を受けるものとする。
- c) 指定されたバス発着場を使用するものとし，誘導員の指示に従うものとする。
- d) シャトルバスの利用者からは運賃は徴収しないものとする。
- e) 本仕様書に規定していない事項は，運営している業者の指定する社内規定及び商慣習によるものとする。

## 3 監督・検査

- a) 監督・検査は補給本部の定める地方調達に係わる標準監督・検査実施要領によるほか，本仕様書に基づき実施するものとする。  
なお，役務の履行状況の確認は，役務履行状況確認書により実施するものとし，役務終了後速やかに監督官に提出するものとする。
- b) 本役務は，役務履行状況確認書により，検査官の確認をもって終了とする。

#### 4 その他の事項

##### 4.1 役務従事者の要件

契約相手方は、国土交通省の運行事業許可及びバス発着場の営業区域の許可を受けているものとし、営業許可証の写しを官側へ提出するものとする。

##### 4.2 損害賠償

契約相手方の責に帰すべき理由により発生した事故等があった場合は、契約相手方の負担によりその損害を賠償するものとする。

##### 4.3 不測事態等

不測事態発生時の対処は次による。

- a) バスが運行不能等になった場合は、契約相手方の責任において代替えバスを用意し運行するものとする。
- b) 事故等が発生した場合は速やかに官側に連絡し、以後の指示を受けるものとする。

##### 4.4 基地内共通事項

- a) 契約の相手方は、基地において法令及び基地で定めた規則を遵守して行動しなければならない。細部は監督官及び検査官の指示に従わなければならない。
- b) 契約相手方は、本契約において知り得た内容について第三者に漏洩してはならないものとする。

#### 5 仕様書の疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。

### 防府北基地バス発着場



付図 1

### マツダ防府工場バス発着場



付図 2

## 役務履行状況確認書（令和8年 月 日）

No	バス車番	時 間	0700	0800	0900	1000	1100	1200	1300	1400	1500	1600
		運行時間										
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												

## 記入要領

- 1 バス車番：バスの車番を記入する。
- 2 運行時間：運行した総時間を記入する。
- 3 時間：運行した時間帯を実線で記入する。

会社名：

住 所：

代表者：\_\_\_\_\_